

地域密着型官民連携による交流拠点施設整備事業の実現  
に向けた対話型市場調査

<実施要領>

令和5年6月

三股町

## 1. 調査の目的

本町では、平成30年度から町営五本松団地跡地の活用事業として「三股町交流拠点施設整備事業」の検討を進めています。まちづくり基本条例の理念に基づき「町民とともに考え、町民とともに進める」というスローガンを掲げ、官民一体となって検討しています。官民協働によるまちづくりの基本理念を事業手法に落とし込み、「三股版地域密着型官民連携」という方針を立て、官民共同事業体を中心とした「第6セクターPFI事業」というスキームをデザインしました。

このスキームで事業を進めて行くため「三股町交流拠点施設整備事業 第6セクターPFI事業実施方針（案）」を作成しました。本事業の実現性を高めるためには、この方針に対する民間事業者の意見を募り反映させる必要があるため、この要領に基づき民間事業者との対話型市場調査を実施します。

## 2. 事業について

本事業の詳細は、次の計画書等をお読みいただき、理解を深めてください。

- ①三股町交流拠点施設整備事業 基本構想
- ②三股町交流拠点施設整備事業 基本計画
- ③都市再生整備計画（中心地ゾーン地区）
- ④令和4年度 三股町交流拠点施設整備事業に関する官民連携支援業務 報告書
- ⑤三股町交流拠点施設整備事業 第6セクターPFI事業実施方針（案）

## 3. 調査の概要

### (1)参加対象者

「三股町交流拠点施設整備事業 第6セクターPFI事業実施方針（案）」の「第2. 1. (8). イ. 本事業に係る業務の内容」に記載する業務について参画意向がある法人または個人事業主とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ②参加申込書提出時点で、三股町公正入札調査会設置要綱の審議事項に基づく指名停止を受けている者
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は三股町暴力団排除条例に該当する者
- ⑤町税を滞納している者
- ⑥法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

## (2)調査のスケジュール

申込受付期間	令和5年6月5日（月）～6月30日（金） ※期間中は随時、受付を行います。
調査（個別対話）実施期間	令和5年6月12日（月）～7月14日（金） ※おおむね2時間程度で参加者の希望に応じる ※参加者と個別に日程調整を行う

## (3)調査の実施方法

- ①参加を希望する方は、参加申込書及び誓約書を記入の上、受付期間内に「6.参加申込・問合先」までメールにてご提出ください。
- ②参加申込受付後、申込者に対して、受付確認メールを返信します。この時、追加資料がある場合は、資料を添付して送付します。
- ③参加にあたって事前質問のある方は、任意様式に記載のうえ対話実施日の3日前までに「6.参加申込・問合先」までメールでお送りください。事前質問に対する回答は対話実施当日にお示しします。
- ④申込時の希望日時を踏まえて対話実施の日程を設定し、日時や場所等をメールにて通知します。

## (4)調査の内容等

### ①事業実現性の向上に関する調査

本町が目指す交流拠点施設整備事業や地域密着型官民連携の実現に向けて、民間事業者との具体的な事業連携の可能性を確認する目的で実施します。

計画書等や追加資料を確認の上、自らが本事業に参画することを前提として、事業に関する不明な点や疑問点、事業参画に向けた意欲や可能性、事業に対する親和性などについてご意見・ご提案をお願いします。

### ②事業の新たな可能性に関する調査

民間事業者の提案による新たな価値創造の可能性を確認する目的で実施します。

計画書等や追加資料を確認の上、自らが本事業に参画しノウハウやスキルを発揮することで創造できる新たな価値について、ご意見・ご提案をお願いします。

### ③意見や提案内容を説明するための資料（任意様式）の提出をお願いします。対話は申込みごとに個別に実施し、参加者から一括説明の後、意見交換を行います。

### ④対話の進め方は、提案内容によって柔軟に実施します。

## (5)調査結果

### ①調査結果の公表

対話結果の概要については、後日、町ホームページに公表します。公表内容については、事前に参加事業者の皆様を確認をしたうえで、参加事業者の名称、知的財産にかかる内容などについては公表しないこととします。

また、提出書類の著作権は参加者に帰属しますが、町が必要とする場合には、提案内容について、協議のうえ無償で使用させていただきます。

#### ②事業推進に繋がった対話の相手に対するインセンティブについて

実施方針案の修正や事業内容の具体化等、参加者との対話が事業推進につながった場合は、当該対話の相手となった参加者のアイデアを本事業の推進に資する知的財産と捉え、当該対話の相手に対して、今後の事業者選定にあたってインセンティブを付与する場合があります。インセンティブを付与するに値するアイデアであるか否かの判断については、三股町交流拠点施設整備事業有識者会議の評価を踏まえて町が判断し、その内容を公表します。

ただし、議会において予算案件等の議案が承認されない等、実際のインセンティブ効果が発揮される事業実施の段階まで進まない場合があります。

### (6)留意事項

#### ①参加及び対話内容の取扱い

対話内容は、双方の発言とも、あくまで調査時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。対話をもとに事業化の可能性について検討を行いますが、仮に事業化した場合には、公募により事業者を選定するものであり、ご提案いただいた事業者と契約を約束するものではありません。

#### ②追加調査（対話）ご協力をお願い

必要に応じて、追加調査（対話）や文書照会、アンケート等を行うことがあります。ご協力をお願いします。

#### ③対話に関する費用

対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

## 5. 様式

#### ①参加申込書

#### ②誓約書

## 6. 参加申込・問合せ先

担当課：企画商工課 五本松交流拠点施設推進室

担当者：河野、岩本

住所：〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

連絡先：TEL：0986-52-1120

FAX：0986-52-4944

E-mail：suisin-k@town.mimata.lg.jp